



鳥取県公報

平成16年 8月10日(火)
第 7 6 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (565) (税務課) 1
	生活保護法による介護機関の指定 (566) (福祉保健課) 1
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (567) (障害福祉課) 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (568) (") 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (569) (") 2
	土地収用法による事業の認定 (570) (管理課) 3
公 告	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) 4
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (") 5
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (2 件) (") 5

告 示

鳥取県告示第565号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第193条第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成16年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
鳥取いなば農業協同組合 代表理事 中島 建	鳥取市行徳一丁目103	平成16年 8月 2日

鳥取県告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指 定 年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 六丁目10 - 1	株式会社コムスン 西福原ケアセンター	米子市西福原1626 - 1	訪問介護	平成16年 7月28日

鳥取県告示第567号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指 定 年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 六丁目10 - 1	株式会社コムスン 西福原ケアセンター	米子市西福原1626 - 1	居宅介護	平成16年 8月1日
社会福祉法人祥和会	西伯郡西伯町大字 福成3293	わかとり作業所フ ラワー分場	西伯郡会見町鶴田 110	短期入所	〃

鳥取県告示第568号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指 定 年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 六丁目10 - 1	株式会社コムスン 西福原ケアセンター	米子市西福原1626 - 1	居宅介護	平成16年 8月1日
日本プランニング 有限会社	鳥取市千代水三丁 目75	日本プランニング 有限会社 指定訪 問介護事業所ゆう あい	鳥取市湖山町東二 丁目159 - 2	〃	〃

鳥取県告示第569号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指 定 年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10 - 1	株式会社コムスン西福原ケアセンター	米子市西福原1626 - 1	居宅介護	平成16年 8月1日
社会福祉法人祥和会	西伯郡西伯町大字福成3293	わかとり作業所フ ラワー分場	西伯郡会見町鶴田 110	短期入所	"

鳥取県告示第570号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

江府町

2 事業の種類

御机地区墓地整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 日野郡江府町大字御机字荒堀地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

御机地区墓地整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する墓地に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である江府町は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、御机地区内に位置する土地（以下「本件土地」という。）に墓地施設を整備するものである。本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、住民が墓地不足に対する不安感を解消し、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるようになるため共同墓地を整備するものであり、過疎化の防止及び住民の定住化を図ることができ、活力ある農村社会の形成に資することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、民家から離れていること、事業者が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、埋葬場所の確保を行うことにより住民が不安のない健全な生活を送ることができること、過疎化の防止及び住民の定住化が図られるものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

日野郡江府町大字江尾475

江府町役場

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第33回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成16年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成16年10月8日（金） 午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁講堂

2 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）	2 時間
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

3 受験申込手続

次の書類を平成16年8月10日（火）から同年9月6日（月）までの間に住所地を管轄する地方県土整備局又は総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成16年9月6日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。また、受験願書は、各地方県土整備局及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

(1) 受験願書

(2) 写真（手札型（8.0×11.0センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面

に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、各地方県土整備局又は各総合事務所県土整備局に問い合わせること。

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採石計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所所在地）	認 可 の 内 容			認 可 年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
三明建設株式会社 代表取締役 中山悦子	鳥取市長谷825	鳥取市長谷字城ヶ 谷口 822 外 4 筆 (148,921平方メー トル)	安山岩（411,125 立方メートル）	平成16年 7月 8日 から平成19年 7月 7日まで	平成16年 7月 8日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所所在地）	認 可 の 内 容			認 可 年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
株式会社北和 代表取締役 伊達公一	東伯郡大栄町大字 由良宿2031	東伯郡大栄町大字 大谷字外ノ浜130- 2 外 5 筆 (8,131 平方メートル)	砂 (23,306立方メー トル)	平成16年 7月14日 から平成17年 7月 13日まで	平成16年 7月14日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる事 務所の所在地）	採取場の所在 地及び面積	認 可 の 内 容			認 可 年月日
			変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社北和 代表取締役 伊達公一	東伯郡大栄町大 字由良宿2031	北条町松神字 東峯964 - 1 外 12筆 (11,761.66平 方メートル)	採取の期間	平成15年1月 30日から平成 16年7月29日ま で	平成15年1月 30日から平成 16年10月29日ま で	平成16年 7月27日